

資料2 最終取りまとめ案 概要

令和5年2月7日

背景・必要性

<自動車事故対策に関する現状の取組>

- 国土交通省において、「自動車事故対策事業」により
被害者支援や事故防止を推進

<現行制度を巡る課題>

- 介護者の高齢化や技術革新等により必要な支援が多様化
- リハビリ機会の充実等による被害者支援のさらなる充実や先進的な安全技術の普及等による事故防止の一層の推進が必要不可欠
- 一方、「自動車事故対策事業」は、法的に「当分の間の措置」と位置づけられ、積立金とその運用益のみを財源としているが、運用益に頼ったスキームは昨今の金利情勢により破綻しており、当該財源はいずれ枯渇し、継続が困難となるおそれ

●被害者支援



療護施設の設置・運営



在宅療養中のリハビリ支援



介護料の支給・訪問支援

●事故防止



先進安全自動車の導入支援



衝突被害軽減ブレーキ



自動車安全性能の評価

一般会計からの繰戻しを前提として、「**被害者支援**」・「**事故防止**」を持続的に実施できる仕組みへの転換が必要

令和4年自賠法改正と今後の課題

現 行

本則

「恒久的」に実施（財源：賦課金）

- ① 保障事業(ひき逃げ等の被害者の損害填補等)

附則

「当分の間」実施（財源：有限の積立金）

- ② 被害者支援
- ③ 事故防止

自動車事故対策事業

改 正 後

本則

「恒久的」に実施

(財源：拡充した賦課金+有限の積立金)

- ① 保障事業
- ② 被害者保護増進等事業
 - (1) 被害者支援
 - (2) 事故防止

自動車事故
対策事業

今後の被害者保護増進等事業の効果検証

関係団体と中立的な第三者で構成される「被害者保護増進等事業に関する検討会」で毎年検証を実施

一般会計からの繰戻しへの対応

- ・令和3年12月の財務大臣・国土交通大臣間の遵守は最低限の前提
- ・全額の繰戻しに向け、繰入金の残高を早期かつ着実に繰り戻すことを強く求める

周知・広報

自動車ユーザーの理解を得るための不断の取組みのなお一層の徹底、被害者へのアウトリーチ強化

制度改正後の被害者支援・事故防止対策の枠組みについて

今後の被害者支援・事故防止対策の財源

現行の財源構成の割合

有限の積立金のみで事業を実施

積立金の取崩し等

【参考 R4年度】
93億円

一般会計に繰り入れた
積立金の繰戻し

【参考 R4年度】 54億円

新しい財源構成の割合

積立金+賦課金で

安定的・継続的に事業を実施

賦課金
約100億円

積立金の取崩し等
約45億円

一般会計に繰り入れた
積立金の繰戻し
54億円 + α

- 積立金を取崩すペースと自動車ユーザーの負担を勘案
- 社会の大きな転換点となる2040年頃をターゲットとして、積立金が500億円規模になるよう取崩し

1台当たりの平均的な
年間賦課金額

125円程度

タクシー、事業用バス・トラック	150円
自家用車、軽自動車	125円
バイク、原付	100円

今後の被害者支援・事故防止対策

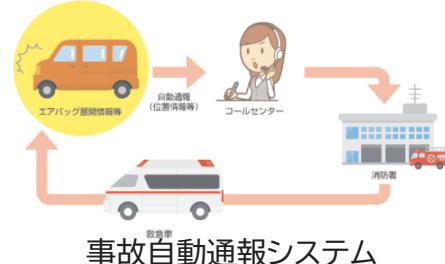
● 治療・リハビリ機会の充実等

これまで十分な救済対策を講じることができなかった脊髄損傷者や高次脳機能障害者へのリハビリ支援施策を充実



● 先端技術への対応・被害軽減対策強化

- 自動車アセスメントの充実等
- 被害者支援と事故発生防止を「クルマの両輪」として実施



被害者やそのご家族が安心して生活できる社会を実現